

令和6年12月20日

管内貨物自動車運送事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局

大型車の車輪脱落事故防止について

大型車の車輪脱落事故防止につきましては、「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和6年度緊急対策の実施について（令和6年10月7日付け山運整第211号、山運輸第217号）」により、貴協会を初め各関係団体・機関等の御協力のもと、今年度も様々な取組みを実施しているところです。

しかしながら、山形県に営業所を置く貨物自動車運送事業の大型自動車が、令和6年6月23日山形県米沢市において左後前軸のタイヤ2本が脱落し、同年12月には、13日に宮城県大崎市にて左後軸のタイヤ2本、さらに17日に山形県小国町において左後前軸のタイヤ2本が外れるという、連続して車輪脱落事故が発生しています。

原因等については、今後の調査によるところですが、過去の脱落に至った原因の約9割はホイール・ナットの増し締めの実施や実施方法、ホイール・ナット摺動部の管理が不適切だったこと等によるものと推測されています。

つきましては、自分事として捉え、改めて車輪脱着作業時のホイール・ボルトやホイール・ナット等の清掃、摺動部への潤滑剤の塗布、規定トルクによるホイール・ナットの締め付け及び脱着作業後の適切な方法による増し締めの実施、さらに日常点検の確実な実施を徹底するようお願いいたします。